

# 税金を滞納すると...

督促手数料:納期限を過ぎて納税がない場合、督促状を発送します。  
その手数料は200円です。  
延滞金:納期限後1カ月までは年利4.7%,1カ月以降は年利14.6%がかかります。

## 公平を保つための滞納処分

問い合わせ:税務課収納係 ☎57-8505

市税(市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、納期限までに納めていただく自主納付が原則です。納期限までに納税されない人については、早期の納付を督促状などの文書や電話などで自主的に納付いただくようお知らせしております。それでも納税に応じただけでない人に対しては、滞納額の大小にかかわらず給与や不動産などの財産を差し押さえる(滞納処分)ことがあります。

滞納処分は、大切な市税を確保し、納税者間の公平性を保つため、法律に基づく手続きを経て、やむを得ず行うものです。

事情により納期限内の納税が困難な場合は、納税相談を受けています。



19年12月1日現在の過年度分の滞納状況	
市民税	7,829万1,458円
固定資産税	1億1,209万4,569円
軽自動車税	675万2,701円
国民健康保険税	1億9,267万1,878円
介護保険料	1,316万6,920円
住宅新築資金等貸付金	2億 416万3,780円
市営住宅使用料	7,695万3,701円
給食費	1,175万4,100円
保育料	1,317万3,920円
幼稚園授業料	22万1,398円
水道使用料	4,095万8,514円
下水道使用料	277万1,710円
合計	7億5,297万4,649円

## 新年度から徴収体制を強化

20年4月1日から更なる徴収体制の強化を目的に、収納係を収納課として新たに設置し、人員を増やすとともに上表の滞納額約7億5千万円の滞納整理を行います。

## 滞納は厳しく処分

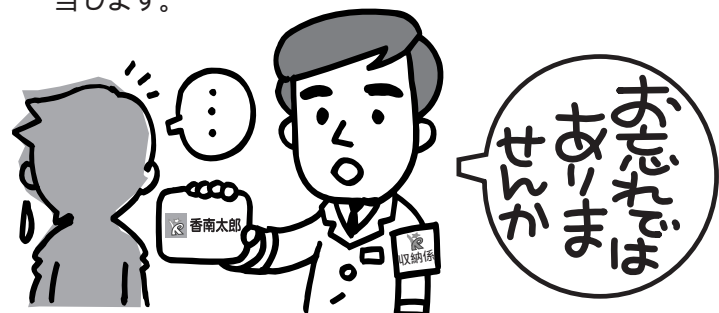
悪質な滞納者に対しては、毅然とした態度で厳しく滞納処分を行います。

差し押さえをすると...

預貯金は、一定期間引き出すことができなくなります。  
生命保険は、返戻金を受け取れなくなります。  
不動産は、登記簿に差し押さえしたことが記載され、いつでも公売できる状態になります。  
車は、タイヤロックにより走行不能となります。  
その他、給与は法で定められた生活保障費を残して徴収されます。

差し押さえをしても納税の意志がない場合

預貯金・生命保険などは銀行や生命保険会社に対し取立てを行い市税に充当します。  
不動産や車などは公売にかけ、売買代金を市税に充当します。



## 申告の受付が変わります

今年は巡回バスはありません。各支所でも申告ができるようになっています。



受付日程 土日祝日除く  
還付申告のみ受付:2月1日(金)~15日(金)  
申告・相談の受付:2月18日(月)~3月17日(月)  
受付時間 【午前の部】9:00~11:30 【午後の部】13:00~16:30

### 受付内容

- 市役所本庁では  
3階第4会議室で受付  
(2月1日~15日は1階ロビーで受付)
- 1:譲渡所得(土地・家屋・株式など譲渡)以外の申告受付および納税相談  
譲渡所得は南国税務署へ申告してください
  - 2:19年中に自己の住宅を取得した人の住宅ローン控除申告
  - 3:事業所得(営業・農業・漁業など)は本庁のみで受付 問い合わせ 税務課 ☎57-8504

### 各支所では 支所窓口で声をかけてください



「還付申告」と「給与・年金・雑・一時所得」および「所得のない人」の申告を期間中受け付けます。下記の日には税務課職員が出張受付しますので、おいでください。

#### 《税務課出張日》

赤岡支所 2月20日(水)・21日(木)・22日(金)  
香我美支所 2月25日(月)・26日(火)・27日(水)  
夜須支所 3月4日(火)・5日(水)・6日(木)  
吉川支所 3月7日(金)・10日(月)・11日(火)

### 南国税務署へ

- 1 税務署はすべての申告・相談を受け付けています。
- 2 譲渡所得は南国税務署へ申告してください。



問い合わせ 南国税務署 ☎088-863-3215



**扶養控除** 合計所得金額が38万円以下の子どもや両親、兄弟などの扶養親族がいる人が受けられます。

「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、自己または自己の配偶者の直系尊属(両親・祖父母など)で同居している人  
扶養親族に障害のある場合は、障害者控除も受けられます

控除額	同居の老人扶養親族	同居老親等以外の老人扶養親族	特定扶養親族 (昭和60年1月2日~平成4年1月1日生まの人)	一般の扶養親族	住民税	所得税
45万円	38万円	45万円	33万円	住民税		
58万円	48万円	63万円	38万円	所得税		

「同居特別障害者」に該当するときは...  
住民税は+23万円  
所得税は+35万円

**基礎控除** だれでも無条件に次の額が控除できます。

■控除額 住民税では33万円 所得税では38万円

**雑損控除** 自然災害や火災、盗難、横領による損失があった人が受けられます。

**医療費控除** 本人または本人と生計を同じくする配偶者やその他親族のために、多額の医療費をおおむね10万円超を支払った場合に受けられます。控除には、医師などの領収書の添付が必要。

医療費控除の対象にならない費用  
・美容目的の歯の矯正や整形手術の費用  
・病气予防や健康増進のための医薬品購入費  
・人間ドックなどの健康診断の費用など  
(ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続き治療を受ける場合は医療費控除の対象になります)

■控除額 (差引負担額)10万円  
(差引負担額)総所得の5%  
差引負担額:支払った医療費・保険金などで補てんされる額

**寄付金控除** 国や公益法人などへ特定の寄付金を支払った人が受けられます。控除には受領書、証明書の添付が必要。

■控除額 住民税では10万円以上 所得税では5千円以上  
...の場合に適用されます。